

協議第 26 号（継続協議）

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 6 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

1 水道事業

- (1) 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (2) 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (3) 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000 円とする。
- (4) 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。
- (5) 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のどおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。

2 下水道事業

- (1) 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。
- (2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

（３）受益者負担金等について

単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。

前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。

（４）生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

（５）水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。

（６）西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係	
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会
調整方針	<p>1 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>3 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000円とする。</p> <p>4 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。</p> <p>5 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。</p>					
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 水道事業 （経営変更認可）	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）西部地区上水道 認可年度…平成10年度 計画給水人口…8,420人 計画1日最大給水量…4,282 m³</p> <p>2 簡易水道</p> <p>（1）中野簡易水道 認可年度…平成元年度 計画給水人口…1,500人 計画1日最大給水量…600 m³</p> <p>（2）港新地簡易水道 認可年度…平成13年度 計画1日最大給水量…720 m³</p> <p>（3）大谷簡易水道 認可年度…昭和54年度 計画1日最大給水量…100 m³</p> <p>（4）玉津東部簡易水道 認可年度…平成3年度 計画1日最大給水量…1,132 m³</p> <p>（5）飯岡簡易水道 認可年度…昭和55年度 計画1日最大給水量…1,345 m³</p> <p>（6）グリーンハイツ簡易水道 認可年度…昭和62年度 計画1日最大給水量…322 m³</p> <p>（7）オレンジハイツ簡易水道 認可年度…平成4年度 計画1日最大給水量…450 m³</p> <p>平成15年度に（仮称）東部地区上水道（統合簡水）事業の経営認可を取得予定</p> <p>平成14年度基本計画策定 計画給水人口 13,000人 計画1日最大給水量 6,500 m³ 実施予定期間 平成16年度～20年度</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）東予市上水道 認可年度…平成14年度 計画給水人口…33,800人 計画1日最大給水量…19,000 m³</p> <p>平成14年度に東予市上水道事業経営変更認可を受け、事業を実施中 実施期間 平成10年度～20年度</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）丹原町上水道 認可年度…平成10年度 計画給水人口…11,800人 計画1日最大給水量…6,000 m³</p> <p>2 簡易水道</p> <p>（1）丹原町簡易水道 認可年度…平成9年度 計画給水人口…3,400人 計画1日最大給水量…1,640 m³</p> <p>平成14年度に丹原町上水道事業経営変更認可を申請、平成15年度取得予定 実施予定期間 平成15年度～16年度 ・取水施設設置</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）小松町上水道 認可年度…平成4年度 計画給水人口…9,980人 計画1日最大給水量…5,030 m³</p> <p>小松町上水道事業経営変更認可申請を検討中 ・新水源の開発</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	水道事業関係																																																																																																													
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																																																																																																												
調整方針																																																																																																																	
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																												
	西条市		東予市																																																																																																														
2 水道料金	〔根拠〕西条市水道事業給水条例		〔根拠〕東予市上水道事業給水条例		新市移行後も当分の間 現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																												
	<p>（料金）</p> <p>第20条 料金は、別表第3の定めるところにより算定した水道使用料と別表第4に定める量水器使用料を合計した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <p>別表第3 水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th colspan="2">金（1箇月につき） 超過料金（1㎡につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用給水装置</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">600円</td> <td>10㎡を超え25㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を超え50㎡まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共用給水装置</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">485円</td> <td>10㎡を超え25㎡まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を超え50㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td>95円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 量水器使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>1箇月使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>110円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>180円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>220円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>625円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table>		種類	用途		基本水量	基本料金	金（1箇月につき） 超過料金（1㎡につき）		専用給水装置	家庭用	10㎡まで	600円	10㎡を超え25㎡まで	90円	25㎡を超え50㎡まで	115円	50㎡を超えるもの	120円	共用給水装置	家庭用	10㎡まで	485円	10㎡を超え25㎡まで	65円	25㎡を超え50㎡まで	90円	50㎡を超えるもの	95円	口径	1箇月使用料	13mm	50円	20mm	110円	25mm	120円	30mm	180円	40mm	220円	50mm	625円	75mm	1,300円	<p>（料金）</p> <p>第23条 料金は、月額として次の各号の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）水道使用料 別表第1により算定した金額</p> <p>（2）メーター使用料 別表第2により算定した金額</p> <p>別表第1 水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th colspan="2">金（1カ月につき） 超過料金（1㎡につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭用</td> <td rowspan="4">10㎡まで</td> <td rowspan="4">880円</td> <td>10㎡を超え20㎡以下</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え40㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>40㎡を超えるもの</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体用</td> <td rowspan="2">20㎡まで</td> <td rowspan="2">2,300円</td> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td rowspan="2">20㎡まで</td> <td rowspan="2">2,300円</td> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>湯屋用</td> <td>100㎡まで</td> <td>10,350円</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>100㎡まで</td> <td>13,225円</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td>1㎡につき</td> <td>160円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10㎡まで</td> <td>2,000円</td> <td>10㎡を超えるもの</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 メーター使用料</p> <p>メーター1箇月使用料（1個につき）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>110円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>180円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>260円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>1,700円</td></tr> </tbody> </table>		用途	基本水量	基本料金	金（1カ月につき） 超過料金（1㎡につき）		家庭用	10㎡まで	880円	10㎡を超え20㎡以下	110円	20㎡を超え30㎡以下	130円	30㎡を超え40㎡以下	140円	40㎡を超えるもの	145円	団体用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円	30㎡を超えるもの	150円	営業用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円	30㎡を超えるもの	150円	湯屋用	100㎡まで	10,350円	100㎡を超えるもの	150円	工場用	100㎡まで	13,225円	100㎡を超えるもの	150円	船舶用	1㎡につき	160円			臨時用	10㎡まで	2,000円	10㎡を超えるもの	200円	口径	金額	13mm	60円	20mm	110円	25mm	120円	30mm	180円	40mm	260円	50mm	1,000円	75mm	1,300円
種類	用途	基本水量	基本料金	金（1箇月につき） 超過料金（1㎡につき）																																																																																																													
専用給水装置	家庭用	10㎡まで	600円	10㎡を超え25㎡まで	90円																																																																																																												
				25㎡を超え50㎡まで	115円																																																																																																												
				50㎡を超えるもの	120円																																																																																																												
共用給水装置	家庭用	10㎡まで	485円	10㎡を超え25㎡まで	65円																																																																																																												
				25㎡を超え50㎡まで	90円																																																																																																												
				50㎡を超えるもの	95円																																																																																																												
口径	1箇月使用料																																																																																																																
13mm	50円																																																																																																																
20mm	110円																																																																																																																
25mm	120円																																																																																																																
30mm	180円																																																																																																																
40mm	220円																																																																																																																
50mm	625円																																																																																																																
75mm	1,300円																																																																																																																
用途	基本水量	基本料金	金（1カ月につき） 超過料金（1㎡につき）																																																																																																														
家庭用	10㎡まで	880円	10㎡を超え20㎡以下	110円																																																																																																													
			20㎡を超え30㎡以下	130円																																																																																																													
			30㎡を超え40㎡以下	140円																																																																																																													
			40㎡を超えるもの	145円																																																																																																													
団体用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円																																																																																																													
			30㎡を超えるもの	150円																																																																																																													
営業用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円																																																																																																													
			30㎡を超えるもの	150円																																																																																																													
湯屋用	100㎡まで	10,350円	100㎡を超えるもの	150円																																																																																																													
工場用	100㎡まで	13,225円	100㎡を超えるもの	150円																																																																																																													
船舶用	1㎡につき	160円																																																																																																															
臨時用	10㎡まで	2,000円	10㎡を超えるもの	200円																																																																																																													
口径	金額																																																																																																																
13mm	60円																																																																																																																
20mm	110円																																																																																																																
25mm	120円																																																																																																																
30mm	180円																																																																																																																
40mm	260円																																																																																																																
50mm	1,000円																																																																																																																
75mm	1,300円																																																																																																																
100mm	1,700円																																																																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	水道事業関係																																																																																																																											
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																																																																																																																										
調整方針																																																																																																																															
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																																										
	丹原町		小松町																																																																																																																												
2 水道料金	〔根拠〕丹原町水道事業給水条例		〔根拠〕小松町水道事業給水条例		新市移行後も当分の間 現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																										
	<p>（料金） 第23条 給水料金は、1月につき、別表第1により算定した額とする。 2 メーター使用料は、1月につき、別表第2の額とする。</p> <p>別表第1 給水料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方法</th> <th rowspan="2">メーター口径</th> <th colspan="2">基本給水料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>基本料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">計量栓</td> <td>13mm</td> <td>10m³</td> <td>1,250円</td> <td rowspan="7">1m³毎に</td> <td rowspan="7">160円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>20m³</td> <td>2,850円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>30m³</td> <td>4,450円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>30m³</td> <td>4,850円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>30m³</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>30m³</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>30m³</td> <td>6,350円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>30m³</td> <td>6,950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 メーター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>130円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>140円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>230円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>260円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,240円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,480円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>1,840円</td></tr> </tbody> </table>		方法	メーター口径		基本給水料金		超過料金		水量	基本料金	水量	料金	計量栓	13mm	10m ³	1,250円	1m ³ 毎に	160円	20mm	20m ³	2,850円	25mm	30m ³	4,450円	30mm	30m ³	4,850円	40mm	30m ³	5,300円	50mm	30m ³	5,800円	75mm	30m ³	6,350円	100mm	30m ³	6,950円	メーター口径	使用料	13mm	80円	20mm	130円	25mm	140円	30mm	230円	40mm	260円	50mm	1,240円	75mm	1,480円	100mm	1,840円	<p>（料金） 第23条 料金は、月額とし、次の区分により算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。 （1）水道使用料 別表第1に定める額 （2）メーター使用料 別表第2に定める額</p> <p>別表第1 水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径</th> <th rowspan="2">料金</th> <th colspan="2">基本給水料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>基本料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">13mm</td> <td rowspan="2">8m³まで</td> <td rowspan="2">850円</td> <td rowspan="2">8m³を超え25m³まで</td> <td rowspan="2">1m³につき175円</td> <td rowspan="2">25m³を超え</td> </tr> <tr> <td>1m³につき210円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>25m³まで</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>25m³まで</td> <td>4,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>25m³まで</td> <td>5,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>25m³まで</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき250円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>25m³まで</td> <td>8,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>25m³まで</td> <td>10,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 メーター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>1箇月当たりのメーター使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>240円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>460円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>3,650円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table>		口径	料金	基本給水料金		超過料金		水量	基本料金	水量	料金	13mm	8m ³ まで	850円	8m ³ を超え25m ³ まで	1m ³ につき175円	25m ³ を超え	1m ³ につき210円	20mm	25m ³ まで	4,000円				25mm	25m ³ まで	4,500円				30mm	25m ³ まで	5,000円				40mm	25m ³ まで	6,000円			1m ³ につき250円	50mm	25m ³ まで	8,000円				75mm	25m ³ まで	10,000円				口径	1箇月当たりのメーター使用料	13mm	80円	20mm	200円	25mm	240円	30mm	400円	40mm	460円	50mm	3,650円
方法	メーター口径	基本給水料金			超過料金																																																																																																																										
		水量	基本料金	水量	料金																																																																																																																										
計量栓	13mm	10m ³	1,250円	1m ³ 毎に	160円																																																																																																																										
	20mm	20m ³	2,850円																																																																																																																												
	25mm	30m ³	4,450円																																																																																																																												
	30mm	30m ³	4,850円																																																																																																																												
	40mm	30m ³	5,300円																																																																																																																												
	50mm	30m ³	5,800円																																																																																																																												
	75mm	30m ³	6,350円																																																																																																																												
100mm	30m ³	6,950円																																																																																																																													
メーター口径	使用料																																																																																																																														
13mm	80円																																																																																																																														
20mm	130円																																																																																																																														
25mm	140円																																																																																																																														
30mm	230円																																																																																																																														
40mm	260円																																																																																																																														
50mm	1,240円																																																																																																																														
75mm	1,480円																																																																																																																														
100mm	1,840円																																																																																																																														
口径	料金	基本給水料金		超過料金																																																																																																																											
		水量	基本料金	水量	料金																																																																																																																										
13mm	8m ³ まで	850円	8m ³ を超え25m ³ まで	1m ³ につき175円	25m ³ を超え																																																																																																																										
						1m ³ につき210円																																																																																																																									
20mm	25m ³ まで	4,000円																																																																																																																													
25mm	25m ³ まで	4,500円																																																																																																																													
30mm	25m ³ まで	5,000円																																																																																																																													
40mm	25m ³ まで	6,000円			1m ³ につき250円																																																																																																																										
50mm	25m ³ まで	8,000円																																																																																																																													
75mm	25m ³ まで	10,000円																																																																																																																													
口径	1箇月当たりのメーター使用料																																																																																																																														
13mm	80円																																																																																																																														
20mm	200円																																																																																																																														
25mm	240円																																																																																																																														
30mm	400円																																																																																																																														
40mm	460円																																																																																																																														
50mm	3,650円																																																																																																																														
75mm	5,000円																																																																																																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係	
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
3 加入金	〔根拠〕西条市水道事業給水条例 （加入金） 第26条 給水装置の新設又は改造（量水器の増径を伴うものに限る。以下同じ。）の申込をしようとする者は、加入金として、別表第6に定める額に100分の105を乗じて得た額を申込の際納付しなければならない。この場合において、改造しようとするものが納付すべき加入金は、新口径に係る加入金の額と差額相当額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に認めるときは、工事の着手前までに納入することができる。	〔根拠〕東予市上水道事業給水条例 （工事負担金） 第30条の2 給水装置の新設又は改造の申し込みをしようとする者は、別表第4に掲げる工事負担金に100分の105を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、改造の申込者が納入する工事負担金は、新口径にかかる工事負担金の額と旧口径にかかる工事負担金の額との差額相当額に100分の105を乗じて得た額とする。	〔根拠〕丹原町水道事業給水条例 （加入金） 第30条 給水装置の新設、改造（メーターの口径を増す場合に限る。）再設又は仮設工事の申込者は、別表第4の加入金を給水装置工事の申込みの際納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者は、申込後納付することができる。 1 改造（増口径）をする場合は、改造後のメーター口径の新設加入金から、改造前のメーター口径の新設加入金を控除した額とする。 2 再設加入金は、休止から2年を経過し、再設する場合に適用する。	〔根拠〕小松町水道事業給水条例・同条例施行規程 条例 （加入金） 第30条 給水装置の新設、改造（メーターの口径を増す場合に限る。）等の申込者は、町長が別に定める額の加入金を納入しなければならない。 2 前項の加入金は、工事申し込みの際納入しなければならない。 施行規程 （加入金） 第22条 条例第30条の規程による加入金は、次の各号に定める額に100分の105を乗じて得た金額とする。 （1）新しく給水を希望する者は、別表に定める新規加入金 （2）一度加入していた者が給水を中止する場合は、給水中止届を町長に提出するものとする。この届を受理した場合には、町は、直ちにメーターを取除き、給水を中止する。 （3）前号の規定により、一時給水を中止していた者が再度給水を希望する場合は、給水装置再加入申請書と別表に定める再加入金 （4）工事その他の理由により仮設給水を希望する者は、仮設申請書と別表に定める仮設加入金		東予市の例を基本に調整する。（仮設をなくし、新設に一本化する。） ただし、再設加入金については、20,000円とする。（2年を超える給水の休止開栓時に徴収） ・新設加入金 13mm 24,000円 20mm 47,000円 25mm 89,000円 30mm 165,000円 40mm 286,000円 50mm 530,000円 75mm 1,000,000円 100mm 2,000,000円 100mmを超えるものは市長が別に定める。 （消費税は別途）
	別表第6 加入金 量水器の 口径 加入金の額 13mm 10,000円 20mm 25,000円 25mm 50,000円 30mm 70,000円 40mm 150,000円 50mm 250,000円 75mm 500,000円 100mm 市長が別に定める 以上	別表第4 工事負担金 口径 工事負担金 13mm 24,000円 20mm 47,000円 25mm 89,000円 30mm 165,000円 40mm 286,000円 50mm 530,000円 75mm 1,000,000円 100mm 2,000,000円	別表第4 加入金 メーター 口径 新設加入金 再設加入金 仮設加入金 13mm 100,000円 30,000円 30,000円 20mm 200,000円 60,000円 60,000円 25mm 400,000円 120,000円 120,000円 30mm 600,000円 180,000円 180,000円 40mm 800,000円 240,000円 50mm 1,200,000円 360,000円 75mm 2,400,000円 720,000円 100mm 3,600,000円 1,080,000円	別表 加入金 口径 新規加入金 再加入金 仮設加入金 13mm 80,000円 40,000円 40,000円 20mm 190,000円 95,000円 95,000円 25mm 320,000円 160,000円 160,000円 30mm 540,000円 270,000円 270,000円 40mm 800,000円 400,000円 400,000円 50mm 1,200,000円 600,000円 600,000円 75mm 2,500,000円 1,250,000円 1,250,000円 100mm 町長が別に 町長が別に 町長が別に 以上 定める 定める 定める		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係																																						
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																																					
調整方針																																											
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容																																					
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																							
4 手数料	<p>〔根拠〕西条市水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第25条 手数料は、別表第5のとおりとし、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第5 手数料 名称</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1件につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td>1件につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>1件につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置閉開栓手数料</td> <td>1件につき 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	別表第5 手数料 名称	手数料	設計審査手数料	1件につき 1,000円	工事検査手数料	1件につき 2,000円	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 20,000円	給水装置閉開栓手数料	1件につき 5,000円	<p>〔根拠〕東予市上水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第30条 手数料は、別表第3のとおりとし、申込者から申し込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後徴収することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第3 手数料 区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 工事検査手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置閉開栓手数料</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（条例規定はなし）</p>	別表第3 手数料 区分	金額	1 設計審査手数料	500円	2 工事検査手数料	500円	3 指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円	給水装置閉開栓手数料	4,200円	<p>〔根拠〕丹原町水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第29条 手数料は、別表第3により、申込者から申込の際これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第3 手数料 名称</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料</td> <td>1件につき 500円</td> </tr> <tr> <td>2 材料・工事検査手数料</td> <td>1回につき 500円</td> </tr> <tr> <td>3 給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>1件につき 15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 給水装置再開手数料</td> <td>1回につき 6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	別表第3 手数料 名称	手数料	1 設計審査手数料	1件につき 500円	2 材料・工事検査手数料	1回につき 500円	3 給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 15,000円	4 給水装置再開手数料	1回につき 6,000円	<p>〔根拠〕小松町水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後、これを徴収することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料 名称</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）</td> <td>1件につき 500円</td> </tr> <tr> <td>2 工事検査手数料</td> <td>1件につき 500円</td> </tr> <tr> <td>3 指定給水装置工事事業者登録手数料</td> <td>1件につき 30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置閉開栓手数料の制度はなく、徴収していない。</p>	手数料 名称	手数料	1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）	1件につき 500円	2 工事検査手数料	1件につき 500円	3 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき 30,000円	<p>西条市、小松町の例を基本に調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計審査手数料 1件につき 1,000円 工事検査手数料 1件につき 1,000円 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 30,000円 給水装置閉開栓手数料 1件につき 5,000円 （2年以下のものについて開栓時に徴収する。2年を超えるものについては、再設加入金として取扱う。）
別表第5 手数料 名称	手数料																																										
設計審査手数料	1件につき 1,000円																																										
工事検査手数料	1件につき 2,000円																																										
指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 20,000円																																										
給水装置閉開栓手数料	1件につき 5,000円																																										
別表第3 手数料 区分	金額																																										
1 設計審査手数料	500円																																										
2 工事検査手数料	500円																																										
3 指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円																																										
給水装置閉開栓手数料	4,200円																																										
別表第3 手数料 名称	手数料																																										
1 設計審査手数料	1件につき 500円																																										
2 材料・工事検査手数料	1回につき 500円																																										
3 給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 15,000円																																										
4 給水装置再開手数料	1回につき 6,000円																																										
手数料 名称	手数料																																										
1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）	1件につき 500円																																										
2 工事検査手数料	1件につき 500円																																										
3 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき 30,000円																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係																							
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																						
調整方針																												
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容																						
	西条市	東予市	丹原町	小松町																								
5 その他水道料金等	<p>〔根拠〕西条市西ひうち水道条例</p> <p>（料金） 第14条 料金は、1㎡につき60円として算定した水道使用料と次の表に定める量水器使用料を合計した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>口径</td> <td>1箇月使用料</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>625円</td> </tr> </table>	口径	1箇月使用料	20mm	110円	25mm	120円	50mm	625円	<p>〔根拠〕黒谷水道設置及び管理条例</p> <p>（料金） 第12条 料金は、月額として次により算定し、徴収する。この場合において、人員割については毎年4月1日を基準日として、その年度分を算定する。</p> <p>水道使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>均等割料金</td> <td>人員割料金</td> </tr> <tr> <td>家庭用1ヶ月</td> <td>1世帯当たり 600円</td> <td>1人当たり 200円</td> </tr> <tr> <td>その他1ヶ月</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> </table> <p>（工事負担金） 第14条 給水装置の新設の申込みをしようとする者は、次により工事負担金を納入しなければならない。</p> <p>工事負担金</p> <table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>工事負担金</td> </tr> <tr> <td>家庭用</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24,000円</td> </tr> </table>	用途	均等割料金	人員割料金	家庭用1ヶ月	1世帯当たり 600円	1人当たり 200円	その他1ヶ月	800円		用途	工事負担金	家庭用	24,000円	その他	24,000円	該当なし	該当なし	<p>現行のとおりとする。 ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。</p>
口径	1箇月使用料																											
20mm	110円																											
25mm	120円																											
50mm	625円																											
用途	均等割料金	人員割料金																										
家庭用1ヶ月	1世帯当たり 600円	1人当たり 200円																										
その他1ヶ月	800円																											
用途	工事負担金																											
家庭用	24,000円																											
その他	24,000円																											

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

上水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。

簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。

〔南宇和合併協議会〕

上水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、随時調整する。

- (1) 浄水場等の主要施設・給水区域については、現行のまま引き継ぎ、新町移行後に事業、施設の統廃合等を随時調整する。
- (2) 水道料金等の使用料・手数料については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から統一する。ただし、一本松町と松下寿電子工業株式会社の間において確認している水道料金については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後調整する。
- (3) 津島上水道企業団からの受水地区については、現行のとおりとする。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

(簡易水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。
- 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。
- 4 加入金については、当面現行のとおりとする。
- 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

(上水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間現行のとおりとする。
- 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。
- 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。
- 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。
- 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

〔さぬき市〕

水道事業会計は合併時に統一を図る。

料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。

給水区域については、現行のとおりとする。

負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。

手数料については、竣工検査新設工事 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円、給水装置工事事業者指定 10,000 円、給水装置工事事業者指定変更 1,000 円、開始手数料 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円とする。

上水道施設整備協力金については、メーター口径 13mm80,000 円、20mm240,000 円、25mm320,000 円、30mm533,000 円、40mm800,000 円、50mm1,333,000 円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの 56,000 円、単身入居を対象としたもの 48,000 円とする。

水道運営委員会については、新市において設置する。

簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。

簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。

簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

〔東かがわ市〕

- 1 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2 水道使用料、新規加入均等及びメーター使用料については、合併時に統一し、検針、徴収については、毎月実施するものとする。
- 3 施設等申込検査手数料は、合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針	<p>1 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。</p> <p>2 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>3 受益者負担金等について</p> <p>（1）単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>（2）納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>（3）前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>4 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>5 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>6 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。</p>					
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 公共下水道整備事業（全体計画）	<p>1 事業期間 昭和 49 年度から平成 30 年度</p> <p>2 下水の排除方式 分流式</p> <p>3 処理方式 標準活性汚泥法</p> <p>4 汚水 計画区域 1,855.8ha</p> <p>計画処理人口 71,580 人 計画汚水量 59,000 m³/日 処理施設能力 59,000 m³/日 (12 池 1 池当たり能力 5,250 m³/日) ポンプ場 3 箇所（中継ポンプ場）</p> <p>5 雨水 計画区域 1,855.8ha</p> <p>ポンプ場 5 箇所</p> <p>6 事業費 724 億円（汚水、雨水）</p>	<p>1 事業期間 昭和 58 年から平成 27 年度</p> <p>2 下水の排除方式 分流式</p> <p>3 処理方式 オキシデーションディッチ法</p> <p>4 汚水 計画区域 1,991ha (東予市 1,232ha 丹原町 759ha) 計画処理人口 47,000 人 計画汚水量 30,881 m³/日（日最大） 処理施設能力 31,000 m³/日 (12 池 1 池当たり能力 2,000～3,250 m³/日) ポンプ場 1 箇所（中継ポンプ場）</p> <p>5 雨水 計画区域 1,393.3ha (東予市 1,085ha 丹原町 308.3ha) ポンプ場 5 箇所</p> <p>6 事業費 503 億円（汚水、雨水）</p>	東予市と同じ	公共下水道事業未実施である。	新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係																																																																			
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会																																																																	
調整方針																																																																							
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																	
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																			
2 下水道使用料	<p>1 料金体系</p> <p>(1) 一般家庭 人頭制</p> <p>(2) 事業所 従量制</p> <p>(3) 湯屋分 従量制</p> <p>2 使用料（消費税抜き）</p> <p>(1) 家庭污水（1か月につき1人当たり555円）</p> <table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>555円</td> <td>1,110円</td> <td>1,665円</td> <td>2,220円</td> <td>2,775円</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所污水（1㎡につき月額）</p> <table border="1"> <tr> <td>30㎡まで</td> <td>56円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡まで</td> <td>62円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td>67円</td> </tr> </table> <p>(3) 湯屋污水 1㎡につき月額 25円</p> <p>3 量水器使用料</p> <p>(1) 目的 事業所污水及び湯屋污水に係る使用料を算定するため</p> <p>(2) 設置個数 約1,700個</p> <p>(3) 有効期間 8年（計量法）</p> <p>(4) 使用料 下水道使用料金に含まれる</p>	人数	1人	2人	3人	4人	5人	料金	555円	1,110円	1,665円	2,220円	2,775円	30㎡まで	56円	30㎡を超え50㎡まで	62円	50㎡を超えるもの	67円	<p>1 料金体系</p> <p>(1) 一般家庭 従量制</p> <p>水道水の場合 水道使用量</p> <p>地下水の場合 3人目まで 1人1か月8㎡ 4人目から 1人1か月4㎡</p> <p>併用の場合 3人目まで 1人1か月4㎡+水道使用量 4人目から 1人1か月2㎡+水道使用量</p> <p>(2) 事業所 従量制（量水器の使用水量による）</p> <p>(3) 湯屋分 従量制（量水器の使用水量による）</p> <p>2 使用料（消費税抜き）</p> <p>(1) 家庭污水（月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料 (1㎡につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">10㎡</td> <td rowspan="5">800円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>155円</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所污水 家庭污水に同じ</p> <p>(3) 湯屋污水（月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料 (1㎡につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">10㎡</td> <td rowspan="3">800円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>30円</td> </tr> </table> <p>3 量水器使用料</p> <p>(1) 目的 地下水を使用している事業所の使用料を算定するため</p> <p>(2) 設置個数 150個</p> <p>(3) 有効期間 8年（計量法）</p> <p>(4) 使用料（消費税抜き）</p> <table border="1"> <tr> <th>口径</th> <th>1か月使用料</th> <th>口径</th> <th>1か月使用料</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>60円</td> <td>40mm</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110円</td> <td>50mm</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120円</td> <td>75mm</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>180円</td> <td>100mm</td> <td>1,700円</td> </tr> </table>	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)	10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円	20㎡を超え30㎡まで	100円	30㎡を超え50㎡まで	115円	50㎡を超え100㎡まで	135円	100㎡を超えるもの	155円	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)	10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円	20㎡を超え30㎡まで	100円	30㎡を超えるもの	30円	口径	1か月使用料	口径	1か月使用料	13mm	60円	40mm	260円	20mm	110円	50mm	1,000円	25mm	120円	75mm	1,300円	30mm	180円	100mm	1,700円	東予市と同じ	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
人数	1人	2人	3人	4人	5人																																																																		
料金	555円	1,110円	1,665円	2,220円	2,775円																																																																		
30㎡まで	56円																																																																						
30㎡を超え50㎡まで	62円																																																																						
50㎡を超えるもの	67円																																																																						
基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)																																																																				
10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円																																																																				
		20㎡を超え30㎡まで	100円																																																																				
		30㎡を超え50㎡まで	115円																																																																				
		50㎡を超え100㎡まで	135円																																																																				
		100㎡を超えるもの	155円																																																																				
基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)																																																																				
10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円																																																																				
		20㎡を超え30㎡まで	100円																																																																				
		30㎡を超えるもの	30円																																																																				
口径	1か月使用料	口径	1か月使用料																																																																				
13mm	60円	40mm	260円																																																																				
20mm	110円	50mm	1,000円																																																																				
25mm	120円	75mm	1,300円																																																																				
30mm	180円	100mm	1,700円																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係				
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会		
調整方針								
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容			
	西条市	東予市	丹原町	小松町				
3 受益者負担金等	<p>1 受益者負担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、都市計画事業認可区域内の土地に賦課する。(根拠法令：都市計画法第75条)</p> <p>(2) 単価 224円/m² (事業費 - 先行投資額) / 認可面積 × 1 / 5</p>	<p>1 受益者負担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、都市計画事業認可区域内の土地に賦課する。(根拠法令：都市計画法第75条)</p> <p>(2) 単価 300円/m² 汚水末端管渠整備費 / 負担区域面積 × 1 / 4</p>	東予市と同じ	該当なし	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>			
	<p>2 分担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、地方自治法224条に基づく分担金を適用し、下水道事業認可のみ取得の土地に賦課する。(根拠法令：地方自治法224条)</p> <p>(2) 単価 224円/m² (事業費 - 先行投資額) / 認可面積 × 1 / 5</p>	<p>2 分担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、地方自治法224条に基づく分担金を適用し、下水道事業認可のみ取得の土地に賦課する。(根拠法令：地方自治法224条)</p> <p>(2) 単価 300円/m² 汚水末端管渠整備費 / 負担区域面積 × 1 / 4</p>	東予市と同じ	該当なし				
	<p>3 納期</p> <p>5年間、年4回</p> <p>第1期 5月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 2月1日から同月末日まで</p>	<p>3 納期</p> <p>3年間、年3回</p> <p>第1期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 2月1日から同月末日まで</p>	東予市と同じ	該当なし			<p>東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3年間 年3回</p> <p>第1期 6月1日から同月末日</p> <p>第2期 10月1日から同月末日</p> <p>第3期 2月1日から同月末日</p>	
	<p>4 前納報奨金</p> <p>納期前に納付された期別納付額の50分の1に未到来納期数を乗じて得た額 (10円未満は切り捨て)</p> <p>計算例 全期前納 期別納付額 × 1/50 × 190期 1年前納 期別納付額 × 1/50 × 6期</p>	<p>4 前納報奨金</p> <p>納期前に納付された期別納付額(1期の金額が20,000円を超える場合は20,000円)の100分の0.5に納期前の月数を乗じて得た額 (10円未満は切り捨て)</p> <p>ただし、毎年度第1期の時しか前納報奨金は計算しない。</p> <p>計算例 全期前納 期別納付額 × 0.5/100 × 129月 1年前納 期別納付額 × 0.5/100 × 7月</p>	東予市と同じ	該当なし			<p>東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
4 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金	<p>1 目的 水洗便所の普及および促進を図るため、生活扶助世帯の行う改造工事（便所、排水設備）に要する経費の補助</p> <p>2 補助金の額 市長が認定する額</p> <p>3 補助金の対象 （1）改造工事を行う家屋は生活扶助世帯の所有 （2）改造工事を行う便所は生活扶助世帯が使用 （3）下水道事業処理開始の日から3年以内に行う改造工事</p>	<p>1 目的 水洗便所の普及及び促進を図るため、生活扶助世帯の行う改造工事（便所のみ）に要する経費の補助</p> <p>2 補助金の額 組合長が認定する額</p> <p>3 補助金の対象 （1）改造工事を行う家屋は生活扶助世帯の所有 （2）改造工事を行う便所は生活扶助世帯が使用 （3）下水道事業処理開始の日から3年以内に行う改造工事</p>	東予市と同じ	該当なし		西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
5 水洗便所改造資金融資及び利子補給	<p>1 目的 改造工事を一時に負担することが困難な方に対し融資をあっせんし、融資を行う取扱金融機関への利子補給を行う。</p> <p>2 融資あっせんの額 （1）くみ取り便所改造 便所 1件 20万円以下 排水設備 1件 10万円以下 （2）浄化槽からの切替 1件 10万円以下</p> <p>3 あっせん対象 （1）建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者 （2）融資を受けた改造資金について償還能力があること （3）市税、下水道事業受益者負担金・分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと （4）改造工事費を一時に負担することが困難であること （5）処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること （6）連帯保証人2名</p> <p>4 融資資金の利息 全額補給</p> <p>5 償還額 改造工事1件につき毎月7,500円</p> <p>6 融資利率 長期プライムレートの利率</p> <p>7 遅延利息の利率 年14.6%</p>	<p>1 目的 改造工事を一時に負担することが困難な方に対し融資をあっせんし、融資を行う取扱金融機関への利子補給を行う。</p> <p>2 融資あっせんの額 （1）くみ取り便所改造（便所と排水設備）1件 40万円以下 （2）浄化槽からの切替 1件 30万円以下</p> <p>3 あっせん対象 （1）建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者 （2）融資を受けた改造資金について、償還能力があること （3）東予市民税又は丹原町民税及び下水道事業受益者負担金・分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと （4）改造工事費を一時に負担することが困難であること （5）下水処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること （6）連帯保証人1名</p> <p>4 融資資金の利息 全額補給</p> <p>5 償還額 改造工事1件につき毎月10,000円</p> <p>6 融資利率 長期プライムレートの利率</p> <p>7 遅延利息の利率 年14.6%</p>	東予市と同じ	該当なし		東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	下水道事業関係	
事務事業名	下水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 下水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
6 西条市西ひうち下水道	<p>1 使用料 使用料は、汚水量 1 m³につき 155 円として算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <p>2 分担金 分担金の額は、3.3 m²当たり 1,000 円を土地所有面積に応じて得た金額とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。	

先例地の事例

〔南宇和合併協議会〕

下水道業務の取扱いについては、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

- 1 公共下水道事業については、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。
 - (2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。
- 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕

- 1 公共下水道事業の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 2 合併処理浄化槽設置整備事業は、合併時に調整する。ただし、補助金額は、五十崎町の例により調整する。

〔さぬき市〕

公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。

公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。

下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。

合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。

水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。

下水道事業基金については、新市において設置する。

下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。

私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

〔東かがわ市〕

- 1 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。
- 2 下水道使用料については、合併時に上水道家庭用の使用料に統一する。
- 3 合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により、新町において調整する。